

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-10
処分の種類	農業協同組合の総会の招集手続、議決方法又は選挙の取消			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第96条第1項			
処分の概要	組合員の10分の1以上の同意を得てする農業協同組合の総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反した場合の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】農業協同組合法第96条第1項 法令等の違反の事実があると認められるか。			
基準の制定根拠	—			